

スポーツ少年団指導者資格新制度に関するFAQ(令和2年度以降)

No	質問	回答
1	現在登録している指導者が保有している資格で、来年度以降も少年団登録ができるのか。自団の登録指導者に資格移行が必要か。	現在少年団登録している指導者で認定番号をお持ちの方は、2023年度までは、そのまま「指導者」として少年団登録することが可能ですが、2024年度以降も継続して「指導者」として活動される場合には、2023年度までに「JSPO公認コーチングアシスタント」への資格移行手続きが必要となります。
2	認定員の資格がなくなると聞いたが、新たに資格を取りなおさなくてはならないのか。	認定番号46Kから始まる認定員で、2024年度以降も継続して「指導者」として活動される場合には、2023年度までに「JSPO公認コーチングアシスタント」への資格移行手続きが必要となります。 なお、資格移行は、移行講習会当を受講する必要はなく、所定の手続きを行うことで完了します。
3	資格移行に伴い、費用は発生するのか。	資格登録料が10,000円(4年間分)、初期登録手数料として3,000円が必要となります。
4	平成17年度の日本スポーツ少年団指導者制度改定前に認定員になった指導者と17年度以降に認定員になった指導者の取り扱いは同じか。	同じです。
5	具体的にどのような移行手続きが必要か。講習を受けなくてはいけないのか、手続きのみでよいのか。	移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続きを行うだけで完了します。移行手続きについての詳細は、2020年4月に日本スポーツ少年団より案内予定です。
6	来年度以降も養成講習会で資格取得ができるのか。これまでどおり年2回行われるのか。	これまで「スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会」(2日間講習)は「スタートコーチ養成講習会」(1日講習)となります。年間の開催数は現時点で未定です。
7	来年度以降の養成講習会も団登録をした者しか受講できないのか。	少年団登録がなくても受講できます。
8	養成講習会では有資格者がいない団を優先して受講させてくれるのか。	会場等の事情により、受講人数制限をしなければならない場合には、団の存続のことで相談のあった所属市町村の事情説明をできるだけ受け入れるようにいたします。
9	資格移行期間はいつまでなのか。移行期間を過ぎるとどうなるのか。	2020年度中に必ず資格移行手続きをしなければならないというわけではございません。今後とも指導者として活動するためには、2023年度までに移行手続きすれば良いです。
10	移行期間中にスタートコーチ・コーチングアシスタント(移行前の認定員・スポーツリーダー・認定育成員を含む)のいずれかの有資格者が2名そろわない場合でも少年団登録は可能なのか。	基本的にはできませんが、下記のような理由の場合に限り特別に認めたいと考えております。 ○急な転校・転勤、病気等の理由により、認定番号を持っていた指導者が退団し、来年4月以降、認定番号を持った指導者が一人になる。 ⇒もう一人の指導者に年度内にスタートコーチ講習会を受講してもらい、次年度には必ずスポーツ少年団登録で指導者登録を行ってください。(2年連続で有資格指導者が1名しかいないという状況では、団の維持はできません。) ○新しい団を作りたいが、指導者がいない。 必ず、2名以上がスタートコーチ講習会を受けてください。次年度には指導者として少年団登録してください。(次年度にも有資格指導者がいない、又は1名しかいないという状況では、2年目の登録はできません。)
11	移行期間中はこれまで通り無資格者も指導者として登録できるのか。	2020年度以降、スポーツ少年団登録システムは変更になる予定です。無資格の指導者は「指導者」ではなく、新たにできる「役員」又は「スタッフ」という項目で登録することとなります。
12	無資格指導者やスタッフや役員として登録している者が競技別交歓大会等にも監督・コーチ・マネージャーとして参加することができるのか。	競技によって違いはありますが、監督、コーチのどちらかに資格を持った指導者を求めますので、下記の場合は、参加することができません。 【参加できない例】監督、コーチ、マネージャー全員が指導者資格を持っていない。 【参加できない例】マネージャーのみ指導者資格を持っている。

スポーツ少年団指導者資格新制度に関するFAQ(令和2年度以降)

No	質問	回答
13	コーチングアシストとスタートコーチでは優劣があるのか。	どちらも、「少年団の理念と意義を学んだ指導者」として、少年団の登録に関わる指導者です。日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度カリキュラム関連図の位置づけでは、コーチングアシスタントは共通Ⅰに含まれますが、スタートコーチは共通Ⅰに含まれていません。
14	JSPO公認の競技コーチ資格を持っているのだが、その資格でもスポーツ少年団指導者登録が可能か。	少年団の指導者登録自体は可能ですが、これまで団に2名以上必要としていた認定員のように、少年団の維持に必要な指導者となるためには、スタートコーチ講習会を受けて少年団の理念と意義を受講する必要があります。(このような方は一部講習項目が免除されますが、受講金額は変わりありません)
15	陸上や剣道等のJSPO公認スポーツ指導者資格を持っている方がスタートコーチ(スポーツ少年団)を取得する場合、資格登録料はどうなるのか。	すでに資格登録料(1万円)及び初期登録手数料(3千円)を日本スポーツ協会に納めているため、スタートコーチ(スポーツ少年団)の登録料は納めなくてよいです。ただし、初期登録手数料(3千円)は納めます。<サッカーとバスケットの公認資格保有者は別です。資格登録料(1万円)も必要です。>
16	登録区分の役員とスタッフの違いはなにか。	厳密な違いはございませんが、育成母集団は「スタッフ」、資格を取得していない指導者は「役員」というイメージとなります。
17	資格移行手続きの案内は単位団か本人、どちら宛にくるのか。	日本スポーツ協会(日本スポーツ少年団)から直接本人に案内が届きますので、個人で手続きを行ってください。県や市町村事務局が手続き事務を行うことはありません。詳しくは令和2年4月に日本スポーツ少年団から案内があります。
18	現在、認定員として指導者登録をしているが、このままコーチングアシスタントへの移行手続きを行わなかった場合、少年団登録はできなくなるのか。	この場合、令和6(2024)年度以降は「指導者」として登録はできなくなりますので、「スタッフ」または「役員」としてスポーツ少年団登録することとなります。